

基幹相談支援センター設置の方向性について

平成27年5月1日
基幹相談支援センター設置検討会

1 本方向性の大局的な位置付け

拠点構想における今後の方策として…

(1) 現状

三条市の障がい福祉施策においては、職住分離の考え方の下、日中活動の拠点(グッデイ)と居住余暇の拠点(長久の家)の2拠点を整備するとともに、地域全体の拠点として“日中活動の拠点(グッデイ)”を位置付けている。

(2) 課題

グッデイには、地域全体の拠点として、日中活動の利用者(296名)のみならず、三条市で暮らす全ての障がい者(5,776名)を支援の対象として捉えること、また、日中活動の事業所の集合体としての拠点から相談支援を中心とした地域全体の拠点へと新たな進化が求められている。

(3) 方策

今回の方向性の取りまとめは、基幹相談支援センターの設置を通じて、グッデイ3法人の一体運営の強化や市内4法人の連携の枠組作りなどを行うことにより、地域全体の拠点として、グッデイの大幅な機能アップを計画的に目指すものである。

2 基幹相談支援センターとは

(1) 一般的には…

基幹相談支援センターには、「総合窓口型」と「アドバイザー型」の2種類がある。

総合窓口型

実態としては、相談すらままならない方もおり、見守りを兼ねた訪問で、相談対応を行うことが多い。

【内容】

相談窓口相談支援専門員を常駐させ、総合的な相談業務を行う。通常、地区単位で複数箇所を設置する。

【要件】

次の要件を全て満たすこと。

- ①三障がい一元対応
- ②相談支援専門員の窓口常駐
- ③全ての指定業務対応

アドバイザー型

相談支援専門員の相談を受けるため、より高度な知識、経験、人脈を持った人員の配置が求められる。

【内容】

相談支援専門員の求めに応じ、アドバイザー職員による専門的な助言を行う。通常、地域全体で1箇所を設置する。

【要件】

次の有資格者を配置すること。

- ①精神保健分野：精神保健福祉士、保健師等
 - ②療育分野（医療＋保育）：保育士、保健師等
- ※上記の配置は、新潟県が設置する地域生活支援センターのものと同じ。

(2) 三条市では…

三条市における基幹相談支援センターは、「総合窓口型とアドバイザー型の2つの機能を併せ持つ機関」と定義する。

3 基幹相談支援センター設置の進め方

(1) 前提となる条件

今回の取組では、法人・事業所の合併は行わない。地域全体での取組となるため、各法人・事業所の主体性を尊重しつつ、役割分担を行いながら進めていく。

(2) 設置に必要な取組

相談支援員を育てる

【相談支援専門員】

- ①必要な人員数の確保
- ②三障がい一元対応
- ③全ての指定業務対応

【アドバイザー職員】

- ①有資格者の確保
- ②精神保健分野の経験値
- ③療育分野(医療+保育)の経験値

※役割分担に応じて、各法人・事業所がそれぞれ主体性を持って職員を育成する。

・地域住民に知られたくない方、障がい特性により一箇所に留まれない方がおり、複数設置が必要である。
・24時間の相談対応や緊急時の駆けつけなど地域密着も求められるため、地区単位で配置する。

一体的な運営を行う

【共通フレームの選定】

→ 現行の基本相談業務(市)をベースとする。

【基幹に対する支所の整備】

→ 地区制と窓口常駐を導入する。(基幹)嵐北地区、(支所)嵐南地区、栄地区、下田地区
※三条市市民総合窓口における市役所本庁、栄SC、下田SCのイメージ

【運営の一体性の確保】

→ 運営の一体性を確保するため、自立支援協議会に専門部会(相談支援)を設ける。

3 基幹相談支援センター設置の進め方

(3) 設置は段階を経て

今回の取組は、地域全体の体制作りであると同時に、各法人・事業所の主体的な人材育成でもあり、相応の時間を要すると考えられることから、無理をせず3つのステップを経ながら、計画的に進めていく。

ステップ1

相談支援専門員を育成するため、市内4事業所の人員配置を2名体制にする。

○人員配置(常勤換算4人)

嵐北地区:2人

嵐南地区:1人

栄地区:0人

下田地区:1人

○第4期福祉計画に掲載

(H27年度～H29年度)

ステップ2

栄地区における相談支援専門員の増員に合わせ、市内4地区に総合窓口型を設置する。

○人員配置(常勤換算5人)

嵐北地区:2人

嵐南地区:1人

栄地区:1人

下田地区:1人

○第5期福祉計画に掲載

(H30年度～H32年度)

ステップ3

嵐北地区にアドバイザー職員(精神・療育)を配置し、基幹相談支援センターへ移行

○人員配置(常勤換算7人)

嵐北地区:4人

嵐南地区:1人

栄地区:1人

下田地区:1人

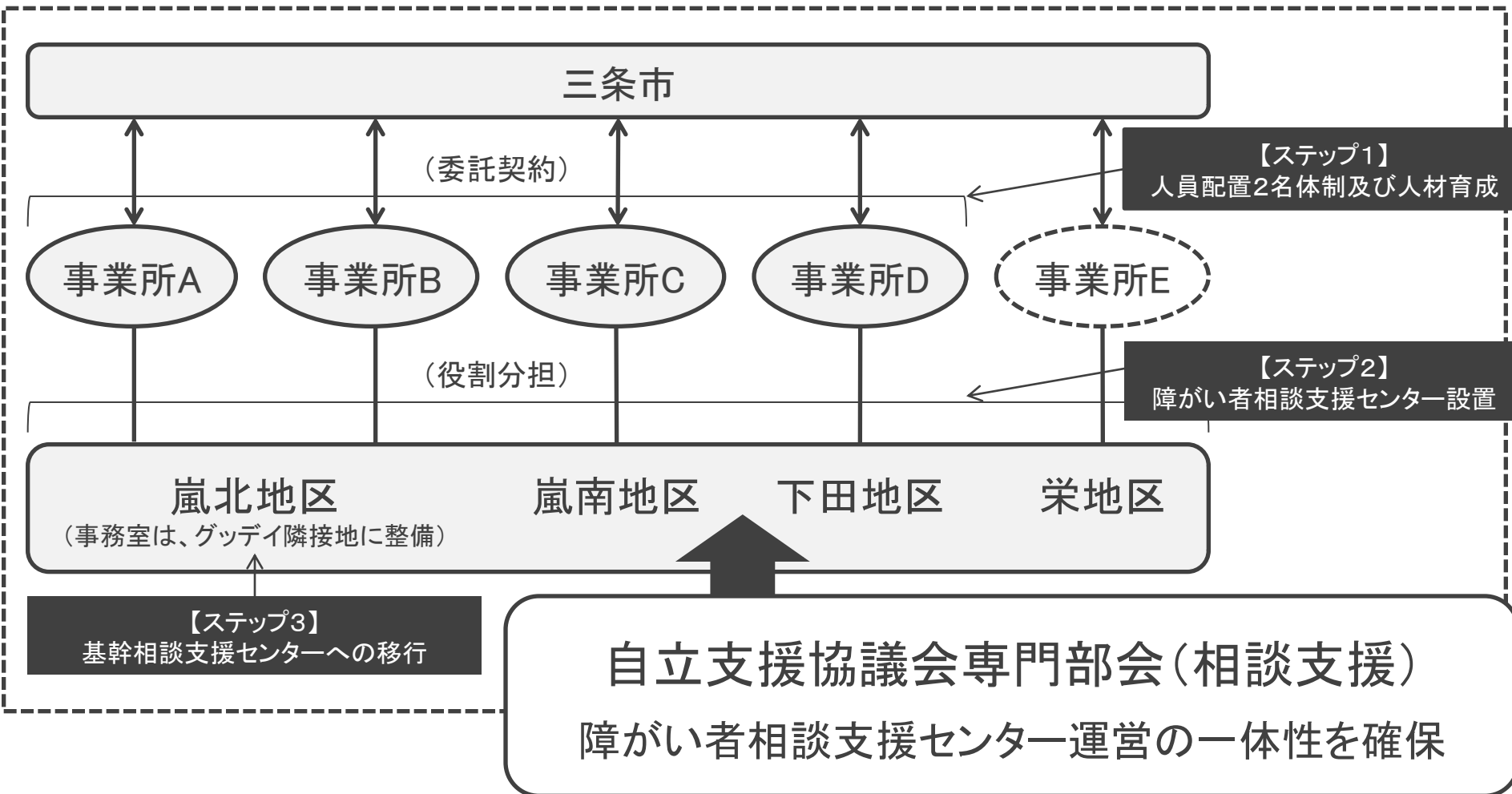
○第6期福祉計画に掲載

(H33年度～H35年度)

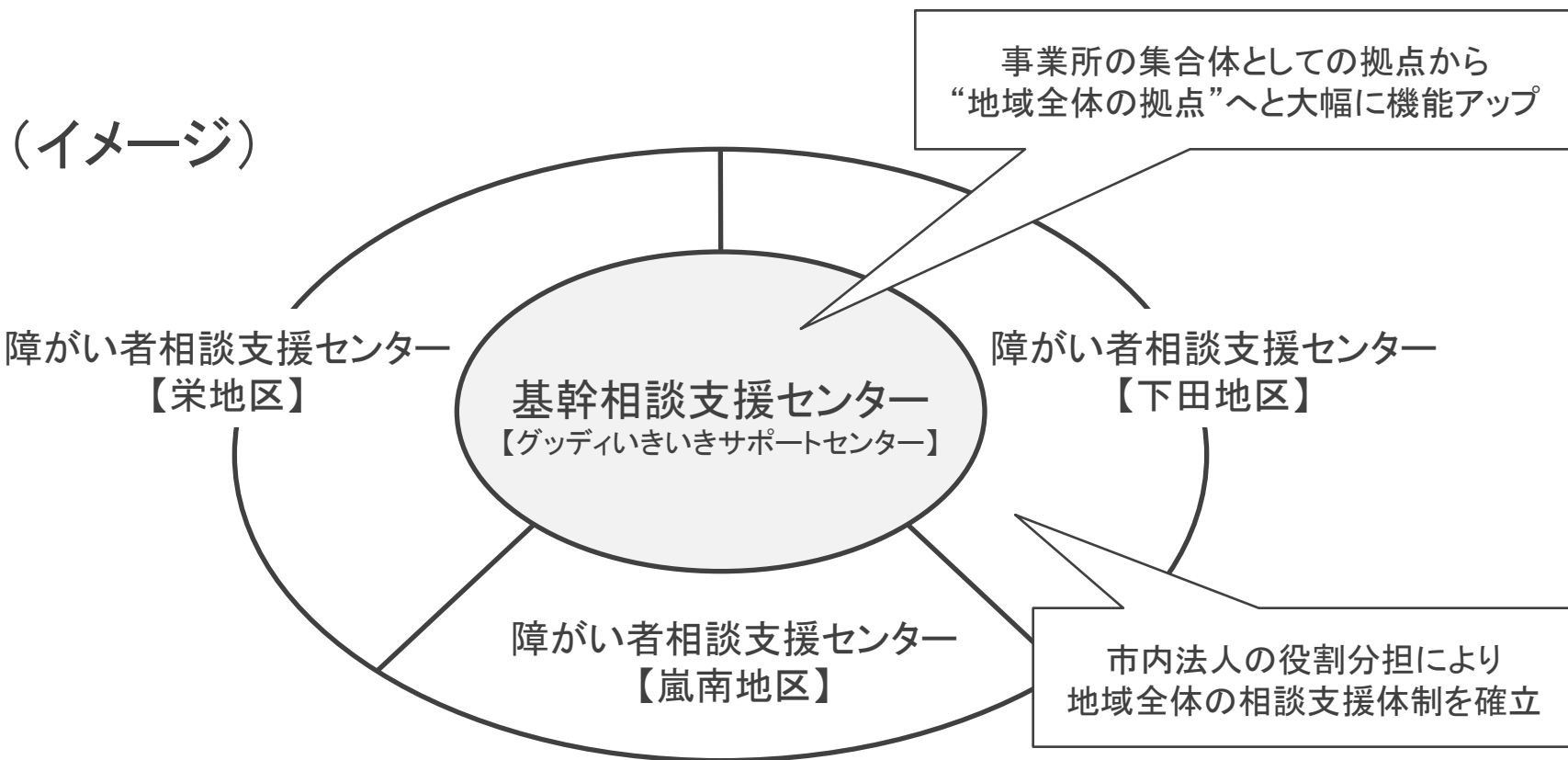
※総合窓口型について、基幹との区別を明確にするため、「障がい者相談支援センター」と呼称する。

※業務割合＝相談支援専門員(基本50%、計画50%)、アドバイザー職員(基本100%)

4 障がい者相談支援センター運営のイメージ



4 相談支援体制の将来の全体像



基幹相談支援センターを中心とした障がい者相談支援センターを連携媒体とし、障がい福祉サービス全体の“力の結集”を促進させていく。